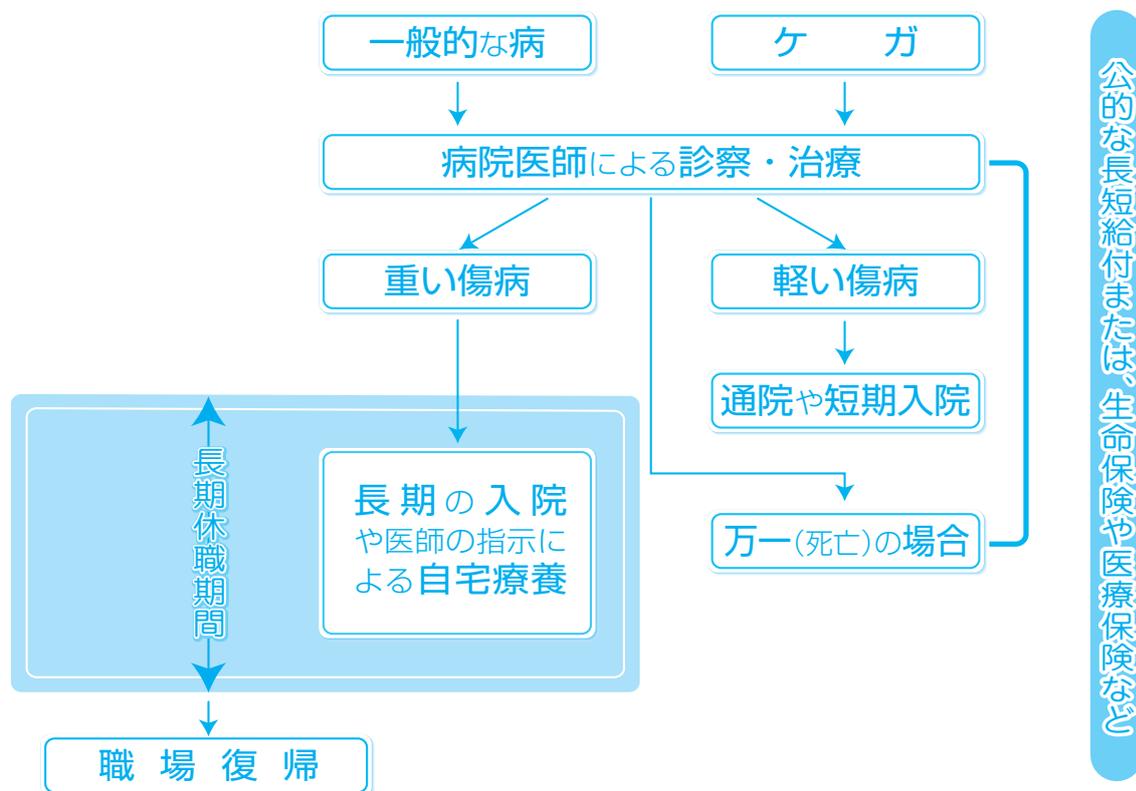


# 療養時収入支援制度

## のご案内



本支援制度は、公的な給付では完全には補うことのできない部分を支援するものです。

高知県庁消費生活協同組合レインボーガード（1月更新）の「短期療養給付サポート」・「三大疾病長期サポート」に別途ご加入されている方は以下内容をご確認ください。

- ・複数の所得補償系商品に加入する場合は保険金月額の合計が平均月間所得額（年収÷12）を超えないように設定してください。
- ・保険金月額の合計が平均月間所得額を超えた部分については保険金が支払われません。

※【契約概要】【注意喚起情報】はP6～P7に記載しています。ご加入前に必ずご確認くださいのうえ、お申込みください。

まだ加入されていない方は、是非今回からのご加入をおすすめします！

申込締切日 2020年 8 月 24 日(月)  
責任開始期(加入日) 2021年 1 月 1 日(金)



# 療養時収入支援制度：制度内容

(天災補償特約付精神障害補償特約付団体長期障害所得補償保険)

**意向確認【ご加入前のご確認】** 療養時収入支援制度は、以下の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

## 制度の特長

病気やケガにより免責期間180日を超えて就業障害が継続した場合、保険金をお支払いします。

### 病気やケガで長期休職となった場合...



- 病気やケガにより181日以上の就業障害となった場合に所得喪失率に応じて、保険金が給付されます。
- 保険金は、最長で60歳まで給付されます。(55歳～64歳の方は3年が限度、所定の精神障害による就業障害の場合は24ヵ月が限度)
- 加入する保険金月額は、5万円・10万円・15万円の3種類から選べます。

## 補償額と月額掛金

単位：円

年 (満年齢)	免責期間	補償対象期間 (注)	保険金月額5万円(5コース)		保険金月額10万円(10コース)		保険金月額15万円(15コース)		
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	
15～24歳	180日	60歳	—	—	846	565	1,270	847	
25～29歳			—	—	874	727	1,311	1,090	
30～34歳			—	—	943	962	1,415	1,442	
35～39歳			—	—	1,128	1,373	1,692	2,059	
40～44歳			—	—	1,626	2,123	2,439	3,184	
45～49歳			1,104	1,419	2,207	2,838	3,311	4,257	
50～54歳		1,338	1,585	2,676	3,171	4,014	4,756		
55～59歳		3年	3年	1,253	1,319	2,506	2,638	3,759	3,956
60～64歳				2,129	1,998	4,258	3,995	6,387	5,993

- (注) 所定の精神障害による就業障害の場合は24ヵ月が限度となります。
- 掛金は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
  - 年齢は2021年1月1日現在の満年齢です。
  - 記載の掛金は、概算掛金です。適用となる掛金は変動する可能性があります。
  - 保険金月額は、被保険者の平均月間所得額を超えないようにご加入ください。
  - 本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体(ご契約者)との取り決めにより一部お取り扱いできない事項があります。
  - 【お取り扱いできない事項の例】
    - 保険期間中のコース変更(増額・減額等)
    - 保険期間の変更
    - 掛金の払込方法の変更 など

## 加入資格

本人

2021年1月1日現在、10、15コースは満15歳以上満64歳以下、5コースは満45歳以上満64歳以下の高知県庁消費生活協同組合の組合員本人で、申込書記載の告知内容に該当する方。

### 【現在の就業状態】

申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。

(注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

### 【過去3ヵ月以内の健康状態】

申込日(告知日)より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめていません。

(注) 検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

### 【過去2年以内の健康状態】

申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。

(注)①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。

②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

④「治療」には、指示・指導を含みます。

保険期間	1年間(2021年1月1日～2021年12月31日)で、以後毎年更新します。
掛金のお支払い	毎月の給与から控除します。(初回は1月給与から)
申込方法	所定の申込書に必要事項を記入、押印の上、ご提出ください。継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。
継続加入の取扱い	いったん健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ保険金月額(コース)以下で継続加入できます。 なお、更新の際に、保険金月額(コース)等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、掛金は毎年の加入状況等により算出し変更となる場合があります。

引受損害保険会社 明治安田損害保険株式会社  
取扱代理店 虹のサービス有限会社  
明治安田生命保険相互会社

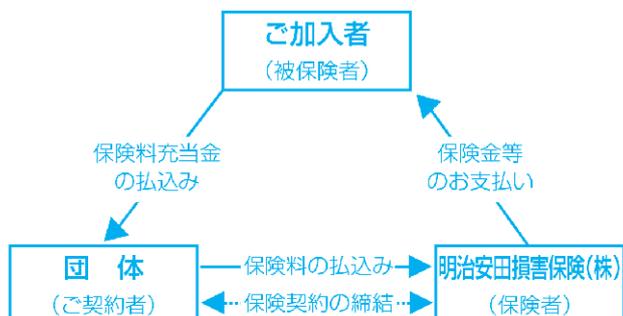
住所:高知市丸ノ内1-7-52 TEL.088-821-4680  
住所:高松市番町1-7-5 TEL.087-821-6811  
MYG-A-20-L-225

## 損害保険商品について（対象商品：療養時収入支援制度）

### I

#### ご契約の形態について

ご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、契約内容の変更などについて明治安田損害保険(株)と団体(ご契約者)との取り決めにより一部お取扱できない事項があります。



#### 【お取扱できない事項の例】

- 保険期間中の保険金額の増額・減額
- 保険期間の変更
- 保険料の払込方法の変更 など

### II

#### 告知の大切さに関するご案内

告知の大切さについて、ご確認ください。

- 保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い人が他の人と同じ条件でご契約されますと保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入(増額)時には重要な事項を正しく申し出ていただく義務(告知義務)があります。
- ご加入(増額)の申込みにあたっては、現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容について、必ずご確認ください。現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容に該当しない場合は、お申込みいただくことはできません。
- 現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等に関する告知内容が事実と相違する場合には、保険期間開始時\*からその日を含めて1年以内であれば、ご契約(増額部分)が解除されることがあります。また、保険期間開始時\*から1年を経過していても、保険期間開始時\*からその日を含めて1年以内に、保険金の支払事由が生じていた場合は、ご契約(増額部分)が解除されることがあります。  
※継続契約の場合は、初年度契約の保険期間開始時をいいます。ただし、継続前契約に比べて増額した場合は、増額した継続契約の保険期間開始時をいい、増額部分について同様に取扱いします。
- ご契約(増額部分)が解除された場合には、保険金の支払事由が生じていても、保険金をお支払いすることはできません。ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」に因果関係がなければ、保険金をお支払いします。
- ご加入後、または保険金のご請求の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

- 現在ご加入の他のご契約を解約、減額等をするを前提に、ご加入(増額)のお申込みをされる場合は、あらたに告知していただきます。
- 新たなご加入(増額)の責任開始期前の発病などは保険金をお受け取りいただけない場合があります。
- 告知内容についてご不明な点がある場合や、告知すべき内容を後日思い出された場合には、取扱代理店または団体保険ご照会窓口(0120-661-320、受付時間：平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00~17:00)までご連絡ください。

明治安田損害保険株式会社

### III

#### 保険金のご請求について

保険金のお支払い事由が発生したときは、保険金のお支払い事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険(株)へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

#### <代理請求制度について>

ご加入者(被保険者)に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がないときは、次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① ご加入者と同居または生計を共にする配偶者(法律上の配偶者に限ります。)
- ② 上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ 上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者(法律上の配偶者に限ります。)

※代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。

### IV

#### 個人情報の取扱いについて

#### <契約者と引受損害保険会社からのお知らせ>

この保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する引受損害保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提出いたします。契約者は、この保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。引受損害保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、関連する会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため利用(注)し、また、必要に応じて、契約者、明治安田生命保険相互会社、取扱代理店、他の損害保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および引受損害保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の引受損害保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受損害保険会社に提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法  
施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認め  
られる目的に利用目的が限定されています。

なお、明治安田損害保険株式会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご参照ください。

—指定代理請求者の指定に際しご注意ください—

指定された指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取り扱われますので、お申込みにあたっては、指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

## V

### 保険会社破綻時等の取扱いについて

引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として90%まで補償されます。

## ～療養時収入支援制度～ 団体長期障害所得補償保険のお取扱いについて

ご加入の制度、コース内容を  
確認の上、ご参照ください。

### I

#### 団体長期障害所得補償保険の 補償内容は次のとおりです。

団体長期障害所得補償保険は、保険期間中に被った傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に開始した所定の就業障害が、免責期間を超えて継続したとき、保険金をお支払いする保険です。

##### 【就業障害の定義】

就業障害とは、下記の状態をいいます。

- 身体障害による休職開始時から免責期間終了までは、次のいずれかの事由により、いかなる業務にも全く従事できない場合
  - その身体障害の治療のため、入院していること
  - (イ)以外の場合で、その身体障害につき医師の治療を受けつつ、在宅療養している場合
  - (イ)(ロ)以外の場合で、その身体障害により、いかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること
- 免責期間終了後からは、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または、一部従事することができず、かつ、所得喪失率が20%を超える場合

##### 【お支払いする保険金】

補償対象期間中の就業障害である期間1ヵ月について、「保険金月額」×「所得喪失率」をお支払いします。ただし、保険金月額が、就業障害開始日の属する月の直前12ヵ月の平均月間所得額を超える場合は、「平均月間所得額」×「所得喪失率」のお支払いとなります\*。

また、補償対象期間中の就業障害である期間に1ヵ月未満の端日数が生じた場合は、1ヵ月=30日とした日割計算でお支払いします。

なお、所得喪失率は、

$$1 - \frac{\text{免責期間終了後に業務に復帰して得られた各月の所得の額}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}$$

で算出されます。

病気やケガにより全く就業できない場合は有給、無給を問わず100%とします。

\*他の保険契約または共済契約から、保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。

##### 【補償対象期間】

就業障害が続いた場合、免責期間終了後から、補償対象期間を限度として保険金が支払われます。ただし、加入日(継続加入の場合は更新日)現在満55歳以上の方は、免責期間終了後から3年が限度となります。(注)

また、一度就業障害が終了した後、6ヵ月以内に同一の原因により再度就業障害となったとき、後の就業障害は前の就業障害と同一とみなして保険金をお支払いします。

(注)精神障害補償特約がセットされている場合、所定の精神障害による就業障害は24ヵ月が限度となります。

### ⚠️ ご注意

- 保険金のお支払いは、保険期間中に発生した身体障害を原因とし、かつ保険期間中に就業障害が開始したときに限ります。
- 保険期間開始時より前に被った身体障害による就業障害はお支払の対象となりません(注)。ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの就業障害につきましては保険金をお支払いいたします。  
(注)したがって、保険期間開始時より前に被った身体障害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となる場合があります。
- 退職される場合は、団体窓口にお申し出のうえ脱退手続きをしてください。脱退後に開始した就業障害は、お支払いの対象となりません。
- 保険金は身体の障害によって、所定の就業障害が継続している期間を対象として算出いたします。休職期間すべてを対象とするお支払いはできないこともあります。
- 保険金受取人は被保険者本人になります。
- 初年度加入の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、就業障害の原因となった身体障害を被った時からその日を含めて1年を経過した後に就業障害になったときを除き、次のいずれか低い額を保険金の額とします。
  - 被保険者が身体障害を被った時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額
  - 被保険者が就業障害になった時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額

### II

#### 次の場合には、保険金のお支払いは できません。

1. 次のいずれかに該当する就業障害については保険金をお支払いいたしません。

- 故意または重大な過失により被った身体障害による就業障害
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為により被った身体障害による就業障害
- 麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用により被った身体障害による就業障害
- 妊娠、出産、早産または流産により被った身体障害による就業障害(注1)
- 戦争、暴動(テロ行為を除く)などによって被った身体障害による就業障害
- 地震、噴火またはこれらによる津波により被った身体障害による就業障害(注2)
- 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛等で医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないものによる就業障害
- 自動車もしくは原動機付自転車の無資格運転または法令に定める酒気帯び運転による傷害による就業障害
- 精神病的障害、知的障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害(注3)
- 脱退後に開始した就業障害

など

なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、保険金のお支払いができません。

- (注1)妊娠に伴う身体障害補償特約がセットされている場合、妊娠、出産、早産または流産により被った身体障害による就業障害についても補償の対象となります。
- (注2)天災補償特約がセットされている場合、地震、噴火またはこれらによる津波により被った身体障害による就業障害についても補償の対象となります。
- (注3)精神障害補償特約がセットされている場合、以下の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害については補償の対象となります。ただし、この特約による保険金の支払は、補償対象期間にかかわらず、免責期間の終了日の翌日から起算して24ヵ月を限度とします。

「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要 I CD-10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中の以下の分類番号に該当する精神障害

F04～F09、F20～F51、F53、F59～F63、F68～F69、F84～F89、F91～F92、F95

例)統合失調症、統合失調症型障害、妄想性障害、双極性感情障害(躁うつ病)、強迫性障害(強迫神経症)、摂食障害、非器質性睡眠障害、行為障害、チック障害など

## 2.重大事由による解除について

保険金を取得する目的で就業障害を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行った場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

**この制度は損害保険会社と締結した団体長期障害所得補償保険契約に基づき運営します。保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご覧ください。**

# 契約概要・注意喚起情報【損害保険】

療養時収入支援制度(天災補償特約付精神障害補償特約付団体長期障害所得補償保険)

## 意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

## 契約概要【ご契約内容】

### ① 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員等の方を被保険者とし、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。

### ② 加入資格・保険期間・補償内容・保険料・保険金のお支払い(支払事由)

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

商品名	加入資格	保険期間	補償内容 保険料	支払事由
団体長期障害 所得補償保険	P1	P1	P1	P4

※保険料は、毎回の更改時にご加入者数等に基づき、ご契約ごとに算出し変更することがあります。

※主な免責事由については、本パンフレットの【注意喚起情報】④ 保険金をお支払いできない主な場合をご覧ください。

### ③ 満期返れい金・配当金

この保険には、満期返れい金・配当金はありません。

### ④ 脱退による返れい金

この保険には、脱退による返れい金はありません。

### ⑤ 引受損害保険会社

明治安田損害保険株式会社

本社：東京都千代田区神田司町2-11-1

電話番号：03-3257-3177(営業推進部)

## 注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

### ① お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、ご加入のお申込みの撤回(クーリング・オフ)の適用がありません。

### ② 告知義務・通知義務等

お申込時にご注意いただきたいこと(申込書兼告知書記載上の注意事項)

健康状態について

お申込時においては事実を正確に告知する義務(告知義務)があります。その告知した内容が事実と違っている場合には、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。特に、健康状態については十分ご注意ください。

### ③ 責任開始期

保険責任は、保険期間(保険のご契約期間)の初日の午前0時に始まります。

### ④ 保険金をお支払いできない主な場合

■責任開始期前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金をお支払いできません。

■上記を含め保険金をお支払いできない場合については、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

団体長期障害所得補償保険

**P4**➡

次ページへ

## ⑤ 補償の重複

ご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約・特約(他の保険契約にセットされる特約や、当社以外の保険契約・特約を含みます。)がある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約・特約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約・特約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、お申し込みください。

**【補償が重複する可能性のある主な保険契約・特約】**

今回ご加入いただく補償項目	補償の重複が生じる他の保険契約・特約の例
団体長期障害 所得補償保険	所得補償保険 団体長期障害 所得補償保険

## ⑥ 保険会社破綻時等の取扱い

引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。

## ⑦ 事故が起こった場合等のご連絡先

就業障害が開始した場合には、遅滞なく企業・団体窓口または引受損害保険会社にご連絡ください。

## ⑧ ご照会・ご相談窓口

### 制度内容等に関する照会・相談窓口

制度内容等に関するご照会・ご相談は、「パンフレット」記載の企業・団体窓口へお問い合わせください。

### 引受損害保険会社の苦情・相談窓口

損害保険に関する苦情・相談等は、下記にご連絡ください。  
明治安田損害保険株式会社 お客様相談室  
0120-255-400  
【フリーダイヤル(無料)】  
【受付時間】午前9時～午後5時  
(土、日、祝日および年末年始を除きます。)

### 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

引受損害保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受損害保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会  
そんぽADRセンター  
0570-022808[ナビダイヤル(有料)]  
【受付時間】午前9時15分～午後5時  
(土、日、祝日および年末年始を除きます。)  
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。  
(<http://www.sonpo.or.jp/>)